

災害等情報（詳報）

鉱種：石炭	鉱山の所在地：北海道					
災害等の種類： 坑内・取扱中の器材鉱物等 のため	発生日時： 令和3年3月21日（日） 5時10分頃	罹災者数	死	重	軽	計
					1	1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）： 43歳、機械担当作業員、直轄、 勤続年数7年10ヶ月、担当職経験年数7年10ヶ月						
罹災程度：左中指・環指不全切断、左小指開放創（休業7日）						
<p>【概要】</p> <p>災害当日は坑内で、ベルトコンベアのテンション枠の位置を下げるため、設置箇所の下盤を掘り下げた坑道にテンション枠を据え付ける作業に4名が配番された。テンション枠は予め左右アジャストボルトにワイヤーロープを通しワイヤーの端をワイヤークリップで留め環状にし、天盤から吊った3トンレバーブロックのフックに掛け吊架された状態であった。</p> <p>災害時は、3トンレバーブロックを操作しテンション枠を吊ったまま、テンション枠と下盤の間に置いた台木を撤去し、テンション枠の据付け場所の整地作業を行っていた。</p> <p>罹災者は吊ったテンション枠の下に手を入れ地面を平らしていたところ、吊っていたワイヤーがワイヤークリップから滑り、テンション枠が下がり、左手の指がテンション枠と地面の間に挟まれ罹災した。</p>						
<p>【原因】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業前にテンション枠を吊架していたワイヤークリップの締め付け状態を確認せず、3トンレバーブロックを操作し、吊上げたこと。 2. 吊架したテンション枠の下に、防護措置をとらず直接手を入れ作業したこと。 3. テンション枠を左右2点で吊架していたため、ワイヤーが緩んだ際テンション枠の片側が落ちきったこと。 						
<p>【対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 吊架に使用する物の使用前点検を必ず行い、テンション枠の吊架にはワイヤークリップ留めは使用せず、合金により両端を接合した輪状の吊架用ワイヤーロープにより、テンション枠の4箇所吊架金具を取付け、4点吊りとする。 2. テンション枠の下には手を入れず、ツル・スコップ等の道具を使用する。やむを得ず手を入れる必要があるときは、台木を入れ防護措置をとる。 						

【参考情報等】

○作業頻度の増加や人員構成の変化に合わせ、危険作業などのリスク抽出を行い、作業手順の作成・見直しを行きましょう。

○作業時の危険予知の実施など保安活動を積極的に利用し、保安意識を高めましょう。

鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は、以下のとおりです。

<鉱山保安法令>

機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第12条）

鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法施行規則第27条）

【問い合わせ先】

北海道産業保安監督部 鉱山保安課 南、菅野、寺田

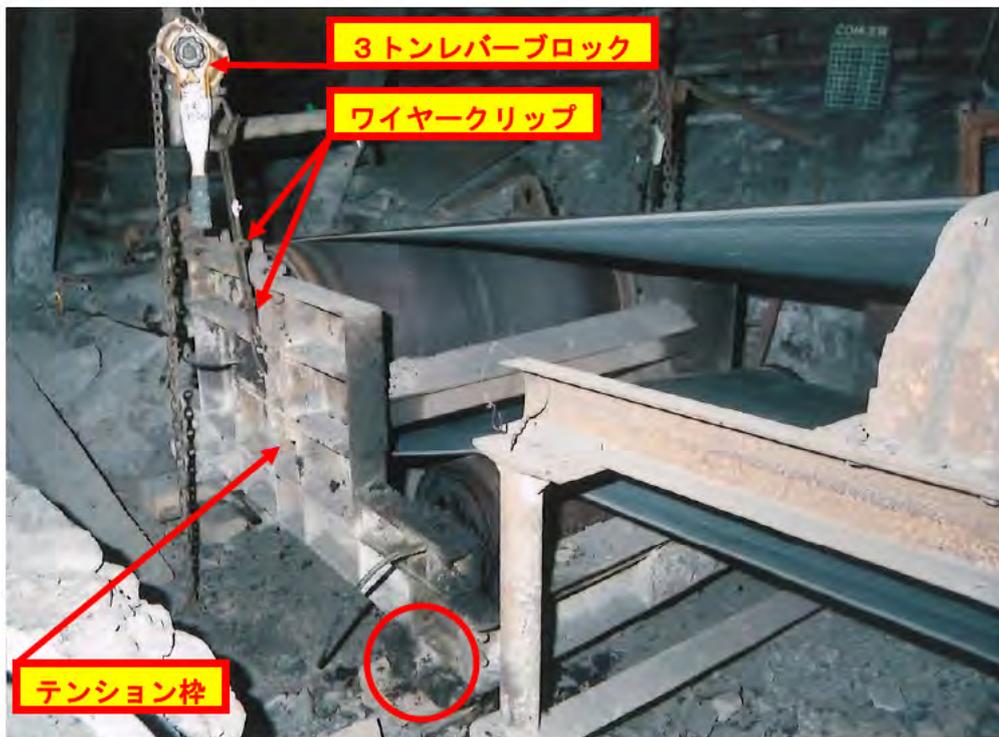
電話番号：011-709-0720

災害発生箇所写真

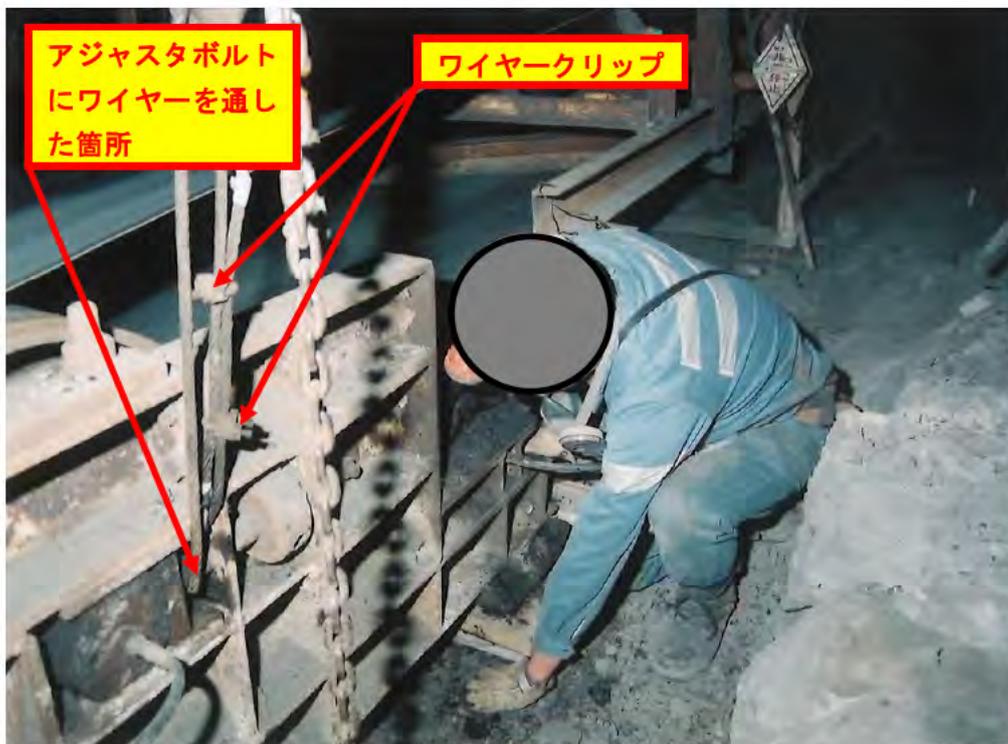


災害発生箇所写真

※赤丸は罹災箇所付近。詳細は次ページ写真参照。



災害発生箇所写真
(赤丸罹災箇所)



災害時再現写真